
障害学生支援室「利用のしおり」



合理的配慮はなるべく早く申請しましょう。
合理的配慮提供日から遡っての配慮提供はできません。

1. 合理的配慮とは？（合理的配慮の基本的な考え方）

合理的配慮とは、障害のある学生のニーズが現実に存在する場合に、本学の事業や教育の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で、本来の業務に付随するものに限り、障害のある学生が、障害のない学生との比較において、同等の機会の提供を受けるためのものであり、合格基準・単位認定・成績・評価基準・卒業要件等の事業や教育の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないものとなります。

本学は、障害のある学生および入学志願者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が大学として過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、個々の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めます。

社会的障壁の除去の実施に伴う負担が過重であると認められるか否かについては、個別の事案ごとに以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的かつ客観的な判断がされます。

- ① 本学の事務・事業・教育への影響の程度（事務・事業・教育の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実施についての実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③ 実施についての費用・負担の程度
- ④ 本学の事務・事業規模
- ⑤ 本学の財政・財務状況

「合理的配慮」とは、障害者の権利に関する条約第2条「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」の定義を適用します。

＜合理的配慮を申請する上で、障害学生が努めること＞

- 所属する学部の人材育成目的および教育目標と、自身の障害特性を理解し、創価大学で主体的に支援を活用し学ぶことに努めます。

- 障害特性およびニーズの根拠を示す情報や資料を提供します。
- 合理的配慮の内容については大学関係者との対話に基づき、情報連携と合意形成を図ることによって定まるものであることを理解します。

＜合理的配慮を提供する上で、創価大学が行うこと＞

- 創価大学に在籍する障害学生および創価大学への入学を希望する障害のある受験生に対し、創価大学における修学に関する情報提供と相談に応じます。
- 障害学生の個別特性に基づくニーズを検証します。
- 創価大学における学びの特徴と学生のニーズに基づき、支援内容を検討します。
- 支援内容は、障害学生との対話に基づき、情報連携と合意形成を図るとともに、適時調整や変更について判断します。
- 障害学生を支援する専門部署が専門的な支援ノウハウの提供を行い、障害学生が所属する学部、授業担当教員、その他関係部署およびサポートスタッフ等、全学の関係者が連携し協力体制を築きます。

2. 相談について

障害学生支援室では、大学生活において多様な支援ニーズを抱えている学生を中心に、その支援者を含めてご相談に応じています。

困りごとを抱える学生が、修学や大学生活を通じて目標を達成していけるようになるために、学生本人、学内・学外の支援者と共により良い方法を発見し、実践していくサポートを行います。

＜相談をご利用いただく上での合意が必要な確認事項＞

学生にあった支援方法を考えるために、下記のような情報提供・収集が必要となります。特に、学生本人からどのようなことに困っているかを詳しく伺うことは、的確な支援方法を見極める上でも、ご本人の支援要請の意思を確認する上でも重要です。



- 学生自身からの聞き取りや調査に基づいた評価
- ご家族（保護者）からの聞き取り
- 入学前の教育機関（高校）関係者からの情報
- 大学内各部署からの情報（例：学生相談室、保健センター、SPACE）
- 学生の困り事が生じている場面、これから目標を持って挑戦したいと思っている場面の関係者からの聞き取り（例：大学教員、職員など）
- 医療機関からの診断や、支援に関する助言
- 大学外の支援機関からの情報（例：ハローワーク等の就労支援機関、保健センター等の福祉機関、若者サポートステーション、NPO法人など）

※その他第三者からの聞き取りは、適切な支援を提供するにあたって必要と判断された場合、かつ、学生本人にその主旨を十分に説明し、承諾を得た場合に実施します。

3. 授業における合理的配慮の申請について

本学では、建学の精神を踏まえ、創価大学障害学生支援ガイドラインを策定しています。このガイドラインに従って、障害を持つ学生の所属する学部の学びの特徴と障害学生のニーズに基づき、個別に合理的配慮の内容を検討していきます。

＜配慮を申請いただく上での合意が必要な確認事項＞

授業における合理的配慮申請は、この「利用のしおり」を読んで、内容を理解をした上でご提出ください。

- 利用いただく上での必要な聞き取りや調査に基づいた評価の実施に加え、障害特性および配慮ニーズの根拠を示す書類の提出が必要となります。（例：手帳、診断書）



- 聞き取りや根拠書類から収集した情報の中から、適切な支援・配慮を提供するために必要な情報を、支援に関わる教職員および学内支援関係者に対して共有する必要があります。学生本人



の承諾を得てから情報共有を実施しますが、同意ができない場合は提供ができない支援・配慮が発生する場合がありますので、その点を留意ください。

- 障害学生支援室では、学生本人の同意のもとに知りえた個人情報、取得した根拠書類については、本学の「学校法人創価大学個人情報保護規定」に沿って十分に注意して管理しています。
- 障害学生支援室では、よりよい支援を提供するために、支援の経過を支援者間で検討することがあります。その際には、個人情報を省略・改編し、匿名性を担保した上で実施します。



創価大学 障害学生支援室支援方針

本学では、「創価大学障害学生支援規程第3条（方針）」に定められているとおり、以下の方針で支援を実施します。

第3条 本学は、全ての人は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念のもと、本学が入学を許可した全ての学生に公平・公正な教育・研究および学生生活の機会を確保する責務を果たすため、障害のある学生への支援を実施する。

2 本学は、全ての学生が自らの可能性を開花させ、社会に有益な価値を創造する人間と育つことを教育目標に掲げている。この目標に照らし、本学は、障害のある学生が障害のない学生と同等の教育を受ける権利を実現できるよう支援を実施する。

3 本学は、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する多様性豊かなキャンパスを構築するため、障害のある学生への支援を実施する。

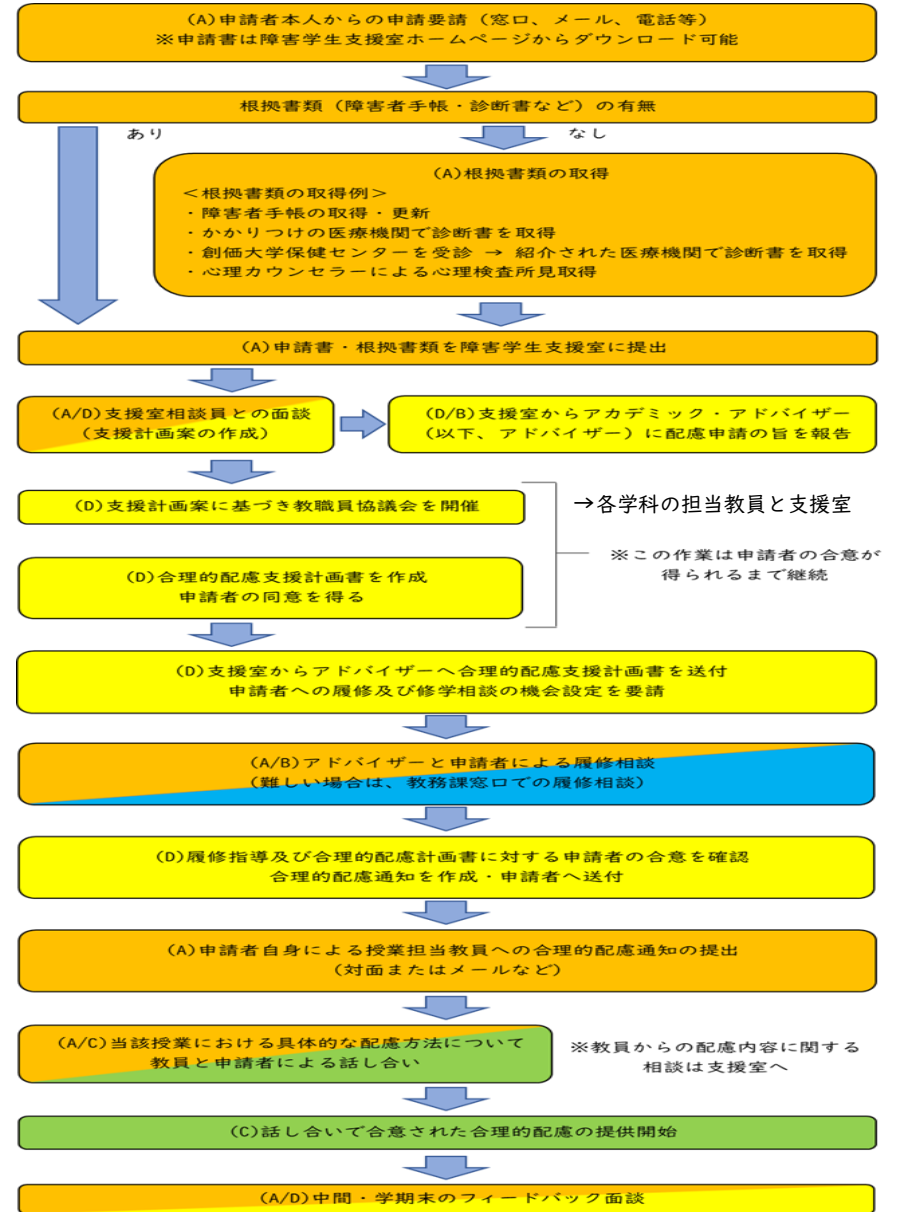
4 本学は、障害のある入学志願者に対し、本学の教育・研究上の目的や基本ポリシーおよび授業方法ならびに合理的配慮の範囲等についての情報提供および入試における公平・公正な機会の提供に努める。（創価大学障害学生支援規定より）

★お役立ち情報



東京都では援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう「ヘルプマーク」を配布しています。普段から身につけておくことで、緊急時や災害時に周囲の配慮や手助けをお願いしやすくなります。障害者手帳の有無は問いません。

4. 合理的配慮の申請からフィードバックまでの流れ



(A) 学生 (B) アドバイザー教員 (C) 授業担当教員 (D) 支援室

5. 障害学生支援室の支援目標

創価大学は建学の精神に基づき、「創造的人間」の育成を目標とし、「知力」と「人間力」を磨き、「自分力」すなわち学生一人ひとりが有している可能性を発見することを目指しています。

障害学生支援室では支援を通じて、障害学生が以下の力を養成していく事を目標としています。

- **主体的に動く力**：学生自身が課題解決や目標達成に向けて、主体的に自分に必要な支援について考え、活用していく力
- **自分を理解する力**：自分の得意、不得意の理解や、このような支援や工夫があればできることが増えるなどの自分に関する理解を深めていく力
- **相談する力**：困った時に自ら相談する力、自分で理解した課題やニーズを言葉にして相手に伝える力

6. 支援対象および支援範囲

支援対象は、次の①から③すべての条件を満たす方とし、支援範囲は、修学に関する事項を中心に障害学生の個別ニーズに基づいて検討します。

- ① 創価大学に在籍（学部生、大学院生、別科生、科目等履修生、研究生）する障害学生
- ② 修学に著しい制限が生じている障害学生
- ③ 本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が本学に認められた障害学生

（病気や怪我等により、一時的に障害を負った学生も含む。）

※本学への入学を希望する受験生（通信教育課程を除く）には、入学試験に係わる範囲において、障害のある受験生の個別のニーズに基づき、支援内容を検討します。

★お役立ち情報

<学内支援別担当部署>

支援内容	担当部署	担当者	場所	市外局番 042
学生生活に関する事 学生寮・クラブ活動に関する事 奨学金に関する事	学生課	職員	中央教育棟 西側 1F	691-2205
進路相談や就職活動に関する事	キャリア			691-2161
一般診療（風邪・怪我・急病等）	保健 センター			691-3523
こころ元気科（メンタルに関する 相談、必要な専門機関への紹介）		医師 精神科医	691-9373	
学生生活上の悩みや困り事などの 相談	学生 相談室	臨床心理士	中央教育棟 東側 1F	691-8226

<学習支援別担当部署>

履修・成績・学籍に関する事 授業・定期試験に関する事	教務課	職員	中央教育棟 西側 1F	691-2203
障害を持つ学生の授業における 合理的配慮申請に関する相談	障害学生 支援室	職員 臨床心理士	中央教育棟 西側 1F	691-9433
HELP DESK（履修、なんでも相談）	SPACE	サポート スタッフ	中央教育棟 西側 2F	691-7009
日本語ライティングセンター （レポートチュータリング）	学習支援 サービス			691-7009

・学生生活ハンドブック WEB 版

学生生活ハンドブックは、学内の各種問い合わせ一覧、学生相談室、保健センター、また八王子市内の医療機関や各種機関の連絡先一覧まで大学生活に必要な情報が掲載されています。



・HELP DESK の紹介

学生スタッフによる学生のための学習支援を行っています。予約優先ですが、飛び込み相談も可能です。

予約方法：ポータルサイトのツール・リンク集

>SPACE 学習支援サービス「各種支援サービス」

>学習相談予約



・ラベルを作成して Gmail を整理する

大学からの大事なお知らせを見落とさないようにGメールを自動で整理する設定をお勧めします。



【お問い合わせ先】

創価大学 障害学生支援室

電話：042-691-9433

Mail：syougai-support@soka.ac.jp

